

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	療育手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付事務
②事務の概要	療育手帳は、熊本県療育手帳交付要項で定める知的障害を有する者に対し、各種の援助措置を受け易くするために、証票として、県知事から交付される。 玉名市は玉名市福祉事務所として、療育手帳交付申請書、療育手帳再判定申請書、療育手帳記載事項変更届・再交付申請書、療育手帳返還届を受付し、熊本県福祉総合相談所障がい相談課へ進達する。福祉総合相談所での認定後、出来上がった手帳は市へ送付され、市から本人へ渡す。 玉名市では、療育手帳交付事務において、熊本県療育手帳交付要項及び熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の規則に則り、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書の受付 ②進達業務 ③総合福祉システムへの申請情報入力 ④総合福祉システムへの認定情報入力 ⑤申請者への通知 ⑥申請者への療育手帳交付
③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)療育手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 ・別表第一5項 2.熊本県療育手帳要項 ・第2条 ・第4条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部総合福祉課
②所属長の役職名	総合福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部総合福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある書類は施錠のできる書棚に保管している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイル ③システムの名称	総合福祉システム(療育手帳)	総合福祉システム(WEL+)	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	②松岡 康吉	②総合福祉課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	実施する	実施しない	事前	
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報又は住所を含む3情報によ る照会を行うことを厳守している。また、特定個 人情報の記載がある書類は施錠のできる書棚 に保管している。	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能と なるよう、アクセス制限を実施している。	事後	